

神河町図書コミュニティ公園カフェコーナー運営者募集要項

1 運営者募集の目的

神河町は図書コミュニティ公園内に設置するカフェコーナーの設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、管理運営業務を行う運営者を募集します。

2 施設の概要

(1) 名称

神河町図書コミュニティ公園カフェコーナー

(2) 所在地

神河町栗賀町 561 番地

(3) 設置目的

神河町図書コミュニティ公園は、地域の人々の拠り所とし、日常的に集う「まちのリビング」のように、新しいつながりを作ったり、誰もが思い思いに過ごしたり、世代を超えて笑顔があふれる施設として設置し、その一部としてカフェコーナーを設置します。

(4) 利用者

- ①神河町図書コミュニティ公園利用者（一般住民）
- ②文化サークル会員

(5) 施設概要

①施設全体の面積

敷地面積 18,860 m²

建築面積 1,040 m²

構造物 混構造

（鉄筋コンクリート造一部鉄骨造および鉄骨鉄筋コンクリート造）

②カフェコーナーの概要

所在 神河町図書コミュニティ公園の建物内

面積 約 15 m²

座席 なし（ただし、図書エリア内に閲覧用座席あり）

③営業開始

令和8年1月4日（日）以降

④開館時間及び休館日

ア 開館時間

午前8時30分から午後10時まで。ただし、町長が必要と認めるときは、開館時間を変更することができます。

イ 休館日

毎週月曜日及び12月29日から翌年1月3日まで

月曜日が祝祭日や振替休日になる場合は、火曜日が休館日となります。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、休館日を変更し、または臨時に休館日を設けることができます。

⑤カフェコーナーの運営時間

午前9時から午後5時までとします。ただし、施設利用者等の状況を考慮し、町及び運営者の協議のうえ変更できることとします。

3 運営者が行う業務の範囲

(1) カフェコーナーの運営・維持管理業務

※ 基本的には、アルコールを除く飲料のみの提供としますが、包装された菓子類の販売も一部可とします。(図書エリアに匂いが充満するような料理の提供は不可。)

(2) カフェコーナー及び付属備品等の管理に関する業務

4 運営期間

運営の期間は1年間ですが、町及び運営者のいずれかから異議の申し立てが無い場合はさらに1年間継続して契約することが可能です。また、以降も同様とします。

ただし、町長は、運営者による運営の継続ができないと判断した場合は、契約を解除することができます。

5 運営経費について

(1) 運営に係る経費

カフェコーナーの管理運営に係る経費の内、電気、上下水道料金の光熱水費は町が支払いますが、それ以外の経費は町からは一切支払いません。

(2) 売上収入金の取扱い

カフェコーナーでは、利用者が支払う代金は運営者の収入とします。ただし、運営者は、売上総額の1%を町に支払うこととします。

(3) 修繕費

カフェコーナーのカウンター等の備品（別紙備品台帳参照）の修繕費用については、基本的に町が負担します。ただし、破損等による修繕に係る経費は、運営者の負担とします。

6 運営者と町の責任分担

運営者と町との責任分担については下表のとおりですが、詳細については、両者間において締結する契約書、覚書または協議によって定めることとします。

項 目	責任区分	
	運営者	町
1 運営の基本的な考え方・方針	◎	○
2 施設の法的管理（占有・行為許可）	◎	○
3 施設の管理運営	◎	○
4 施設備品（什器類を含む）の管理	◎	○
5 施設の修繕		◎
6 什器類の補充	◎	
7 利用者や住民からの苦情、要望	運営者の責に帰すべきもの 上記以外のもの	◎ ○ ○
8 利用者等への損害賠償	運営者の責に帰すべきもの 上記以外のもの	◎ ○ ○
9 災害による施設の損傷等	運営者の責に帰すべきもの 上記以外のもの	◎ ○ ○
10 施設賠償保険・火災保険		◎

※ 責任区分の「◎」は主たる責任、「○」は従たる責任とします。

※ 運営者は、自らの申し出により、町の承認を得たうえで、施設の機能を向上させ、または公共性の観点から必要と認められる工事を実施することができます。

7 申請資格

- (1) 申請資格を有する方は、契約期間中、カフェコーナーを適正に管理運営し、かつカフェコーナーの設置目的をより効果的、効率的に達成することができる神河町商工会会員、神河町観光協会会員、町内に拠点を有する障害者団体、町内に住所を有する者とします。
- (2) 次に該当する方は、申請することができません。
- ① 前年度の町税全税目（地方消費税を含む）、消費税、所得税等を滞納している方
 - ② 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有しない方

8 申請に係る留意事項

- (1) 重複提案の禁止
申請者の提案は1案とし、複数の提案を行なうことはできません。
- (2) 提案内容変更の禁止
提案内容は、提出期限以降に変更することはできません。
- (3) 虚偽の記載をした場合の無効
申請書類に虚偽の記載があった場合は、無効とします。
- (4) 申請書類の取扱い
提出された申請書類は、返却しません。
- (5) 申請の辞退
申請書類の提出後に申請を取り下げる場合は、取下書（別紙第6号様式）を提出してください。

9 申請手続き

- (1) 申請を希望される方は次の書類を提出してください。
 - ①神河町図書コミュニティ公園カフェコーナー管理・運営申請書（第1号様式）
 - ②神河町図書コミュニティ公園カフェコーナー事業計画書（第2号様式）
 - ③神河町図書コミュニティ公園カフェコーナー収支計画書（第3号様式）
 - ④申請者概要書（第4号様式）
- (2) 提出部数
正本1部（郵送または窓口に直接提出）
- (3) 受付期間
令和7年12月26日（金）までの、月曜日を除く日の午前9時から午後5時まで。
- (4) 質問の受付
 - ①受付期間
令和7年12月25日（木）までの、月曜日を除く日の午前9時から午後5時まで
 - ②受付方法
質問票（別紙第5号様式）に質問事項を記入のうえ、電子メール、FAX、郵送又は窓口にて提出してください。
- (5) 提出先
神河町図書コミュニティ公園「桜空」
〒679-2414 神河町栗賀町561番地
TEL：0790-32-3535
FAX：0790-32-3536
E-mail: ouzora_librarypark@town.kamikawa.hyogo.jp

10 運営者の選定方法

(1) 審査方法

①事前審査

申請書類の受付後、町において次のとおり形式審査及び内容審査を行います。

ア 形式審査

申請者が募集要項に定める申請資格要件を満たしているか、提出された申請書類に不備が無いかなど、申請者が申請に当たって満たすべき形式的要件の充足状況を確認するため、申請書類に基づく審査を行います。

申請資格要件を満たしていないことが確認された申請者は失格とし、その旨及び理由を通知します。

イ 内容審査

申請書類における事業計画及び収支計画がこの募集要項に定める条件を満たしているか、また疑義を生じる記載上の不備が無いかなど、適正な審査に影響を及ぼすおそれのある申請上の不備の有無やその内容を事前に把握するために申請書類に基づく書面審査を行います。なお、ヒヤリングを行う必要がある場合は、別途連絡させていただきます。

この審査の結果、募集要項に定める業務水準等の条件を満たしていないことが判明した申請者は選外とし、その旨及び理由を通知します。

②面接による審査

必要に応じて面接による審査を行います。

(2) 審査基準及び項目

神河町の公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例第4条の規定に準じた内容により審査します。

審査項目	審査の観点	配点
1 設置目的と運営方針との整合性	・施設の設置目的を的確に理解した提案となっているか。	10 点
2 神河町の各種計画に基づいた事業者であるか	・神河町商工会員、神河町観光協会会員 ・神河町内に拠点を有する障害者団体 ・神河町内に住所を有する者	20 点
3 住民及び利用者の平等な利用の確保とサービスの向上	・利用者の平等な利用に配慮されているか。 ・利用者のサービス向上が図られているか。 ・利用者の意見の反映や苦情への対応は適切であるか。 ・利用者とのコミュニティを図る手法がとられているか。	10 点
4 神河町図書コミュニティ公園の開館及び事業との連携	・神河町図書コミュニティ公園の開館日及び開館時間に呼応しているか。 ・神河町図書コミュニティ公園事業に合わせた臨時的な対応にも配慮されているか。	20 点
5 施設の維持管理	・効果的、効率的な運営の手法が提案されているか。 ・衛生環境の保全について適切に配慮されているか。	20 点
6 収支計画	・経費削減についての取組みは妥当であるか。 ・収入を増加させるための取組みは妥当であるか。 ・収支計画と事業計画は整合しているか。	20 点
合 計		100 点

(3) 最優秀提案者等の決定

上記の審査終了後、速やかに最優秀提案者及び次点の者（これらに該当する申請者が無い場合を除きます。）を決定し、全ての申請者に対してそれぞれの審査結果を通知します。

11 契約に関する事項

神河町及び最優秀提案者は、施設の管理・運営等に関する詳細な協議を行い、契約書及び覚書の締結を行います。

なお、最優秀提案者との協議が整わない場合、又は、最優秀提案者の事故等により契約書等の締結が不可能になった場合は、次点の者と協議を行います。

12 様式・添付資料

(1) 様式

- ①神河町図書コミュニティ公園カフェコーナー管理・運営申請書（第1号様式）
- ②神河町図書コミュニティ公園カフェコーナー事業計画書（第2号様式）
- ③神河町図書コミュニティ公園カフェコーナー収支計画書（第3号様式）
- ④申請者概要書（第4号様式）
- ⑤神河町図書コミュニティ公園カフェコーナー運営者募集に関する質問票（第5号様式）
- ⑥神河町図書コミュニティ公園カフェコーナー運営申請書取下書（第6号様式）

(2) 添付資料

- ①神河町図書コミュニティ公園平面図（資料1）
- ②神河町図書コミュニティ公園備品台帳（資料2）
- ③神河町図書コミュニティ公園カフェコーナー写真（資料3）

13 問い合せ先

神河町図書コミュニティ公園「桜空」

〒679-2414 神河町粟賀町 561 番地

TEL : 0790-32-3535

FAX : 0790-32-3536

E-mail: ouzora_librarypark@town.kamikawa.hyogo.jp